

## 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会評議員選任規程

(平成28年12月12日制定)

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第6条及び第7条第4項の規定により、本会の評議員の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の選任)

**第2条** 評議員は、定款第6条に定める定数とし、次の各号から理事会の推薦を受け提案された者を評議員選任・解任委員会の決議によって選任する。

- (1) 地区社会福祉協議会の代表者 6人以内
- (2) 自治会連合会の代表者 6人以内
- (3) 民生委員児童委員協議会の代表者 9人以内
- (4) 社会福祉団体の代表者 7人以内
  - ア 遺族会の代表者
  - イ 身体障害者福祉協会の代表者
  - ウ 保護司連絡協議会の代表者
  - エ 老人クラブ連合会の代表者
  - オ NPO法人の代表者
  - カ 更生保護女性会の代表者
- (5) 社会教育団体の代表者 3人以内
  - ア 小中学校PTA連絡協議会の代表者
  - イ 子ども会育成会連絡協議会の代表者
  - ウ 小中学校長会の代表者
- (6) 保健・医療関係団体の代表者 1人以内
- (7) 環境美化団体の代表者 1人以内
- (8) ボランティア団体の代表者 1人以内
- (9) 社会福祉施設の代表者 1人以内
- (10) 農林関係団体の代表者 1人以内
- (11) 商工関係団体の代表者 1人以内
- (12) 労働団体の代表者 1人以内
- (13) ロータリークラブの代表者 1人以内
- (14) ライオンズクラブの代表者 1人以内

2 評議員は、本会の理事、監事及び職員を兼ねることはできない。

3 評議員の選任にあたっては、定款第8条の規定によるものとする。

(規程の改廃)

**第3条** この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(雑則)

**第4条** この規程に定めるもののほか、評議員の選任に関し必要な事項は、関係法令の定めによるものとする。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。